

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月10日
【計算期間】	第11期（自 平成20年8月12日 至 平成21年8月10日）
【ファンド名】	日経225ノーロードオープン
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

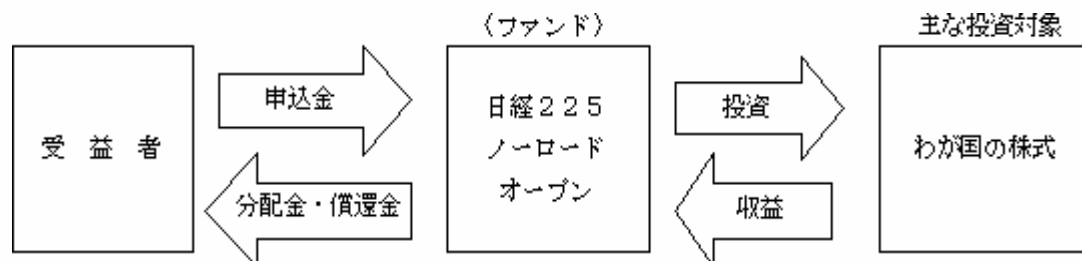
第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託に属します。



- 当ファンドの信託金の限度額は、3,000億円とします。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※補足分類

「インデックス型」とは目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
--------	------	--------	----------

株式 一般	年1回	グローバル ()	
大型株	年2回		
中小型株	年4回	日本	日経225
債券	年6回 (隔月)	北米	
一般		欧州	
公債	年12回 (毎月)	アジア	TOPIX
社債		オセアニア	
その他債券	日々	中南米	
クレジット属性 ()	その他 ()	アフリカ	その他 ()
不動産投信		中近東 (中東)	
その他資産 (投資信託証券 (株式))		エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「株式・一般」とは大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。

※決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※前記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。前記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの仕組み】

○ファンドの関係法人は次の通りです。

①委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

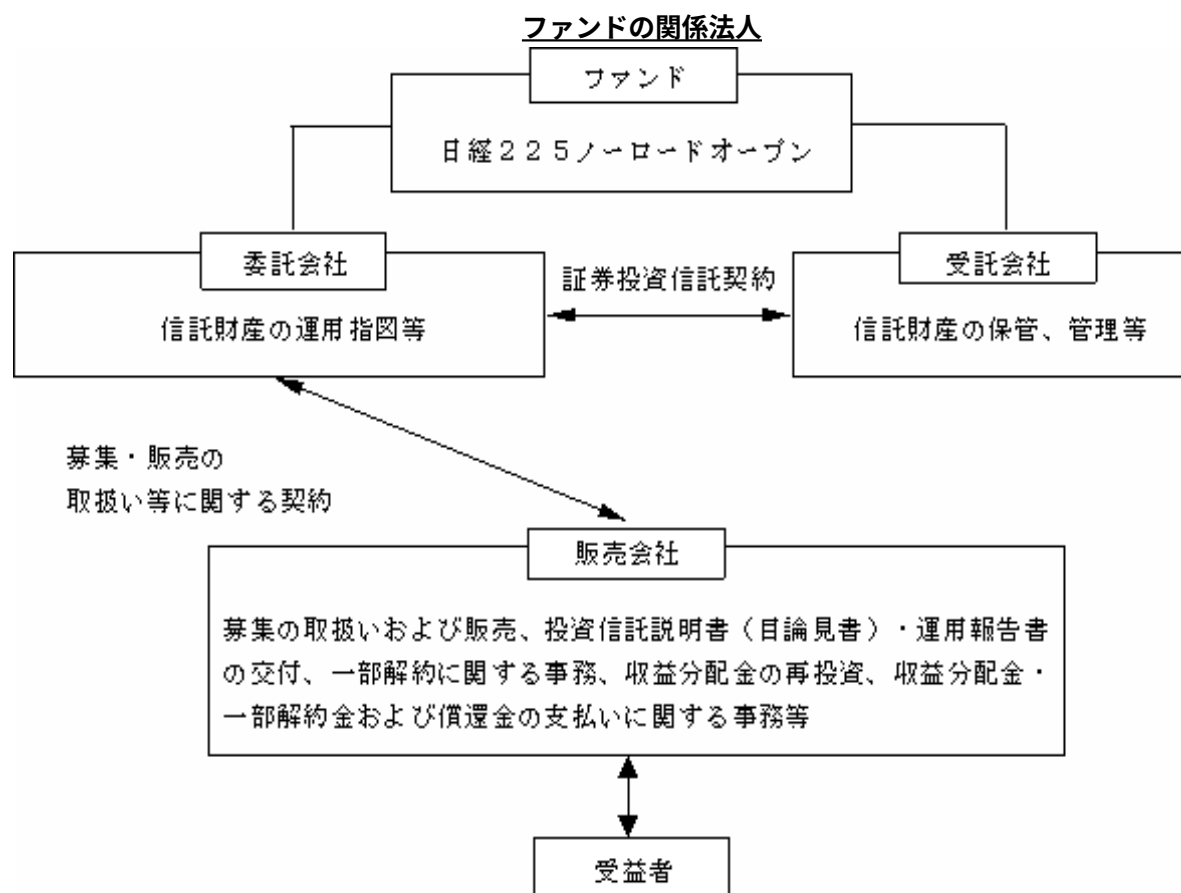
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

②受託会社：株式会社りそな銀行

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

①資本金の額

20億円（平成21年8月31日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日
平成10年 3月31日
平成10年12月 1日
平成11年10月 1日

会社設立

「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年 1月 1日

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（平成21年8月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜ファンドの特色＞

日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざします。

- 原則として日経225採用銘柄の中から200銘柄以上[※]に等株数投資を行います。
※一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。
- 運用の効率性向上に努め、中長期的に日経平均株価とのマイナス乖離を最小限に抑制することを運用目標とします。
- 資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減するために取引コストの低い株価指数先物取引[※]等を積極的に活用して、日経平均株価(日経225)との連動性の向上を図ります。
※株価指数先物には、日経平均株価先物(日経225先物)、T O P I X先物、日経株価指数300先物等があります。当ファンドで投資対象としている日経225先物は日経平均株価(日経225)を対象としており、わが国では大阪証券取引所、海外ではC M E(シカゴ・マーカンタイル取引所)、S G X(シンガポール取引所)で上場・取引されています。
(注)当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均株価(日経225)との間に若干の乖離を生じることがあります。

日経平均株価(日経225)とは

- ・ 日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社より算出、発表されています。
- ・ ①1949年(昭和24年)以後、今日まで継続して算出されていること、②一般投資家にとって市場動向を判断するものとして最も親しまれていること、③同指数の先物が海外(シカゴ、シンガポール)の金融商品取引所に上場されており、国際的にも認知されていること等から判断して、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

※「日経平均」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体および「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。株式会社日本経済新聞社は同社の100%子会社である株式会社日本経済新聞デジタルメディアに「日経平均」の運営を委託しています。

「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

当ファンドは、D I A Mアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均」を継

統的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。

<投資態度>

- ①株式については、原則として日経平均株価（日経225）採用銘柄の中から200銘柄以上に等株数投資を行います。
 - ②株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。
 - ③株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引を行うことがあります。
 - ④非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
 - ⑤外貨建資産への投資は行いません。
 - ⑥国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

①有価証券の指図範囲（約款第14条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) コマーシャル・ペーパー
- (3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
- (4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)の証券または証書を以下「株式」といいます。

②金融商品の指図範囲（約款第14条第2項）

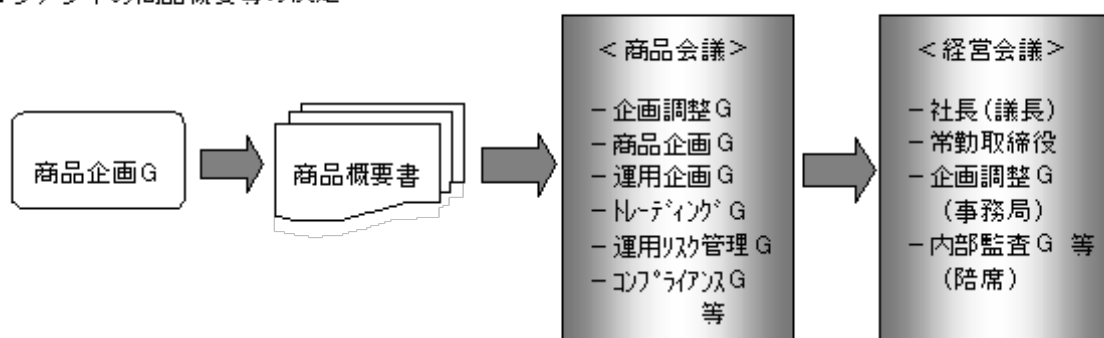
委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ③前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第14条第3項）

(3)【運用体制】

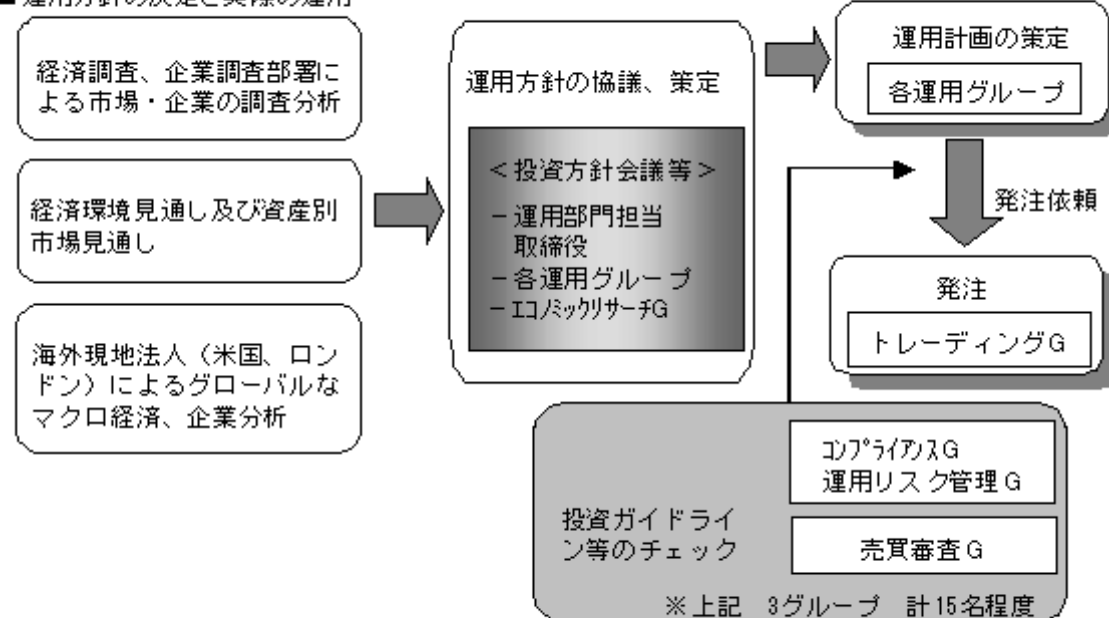
■ ファンドの商品概要等の決定



※ Gはグループ

※商品会議は各部署のグループリーダーや実務担当者等 20 名程度が参加、経営会議は常勤取締役 9名により構成。

■ 運用方針の決定と実際の運用



※ Gはグループ

< ファンドの商品概要等の決定 >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

※前記体制は平成21年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として8月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、原則として配当等収益を中心に分配する方針です。

ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

また、信託財産に留保した利益は、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

②収益の分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1) 株式への投資制限（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

株式への投資には、制限を設けません。

2) 投資する株式の範囲（約款第16条）

委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

3) 信用取引の指図範囲（約款第17条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の信用取引の指図は、次の1.から4.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から4.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券

4) 先物取引等の運用指図（約款第18条）

- (a) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5) スワップ取引の運用指図（約款第19条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

6) 金利先渡取引の運用指図（約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

7) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

8) 資金の借入れ（約款第27条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

9) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

10) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

○株価変動リスク

当ファンドは株式組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があり、そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○信用リスク

投資する株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

<その他の留意点>

○当ファンドは、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と日経平均株価(日経225)が乖離する場合があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回る時、対象インデックスが改廃された場合、受益者のため有利と認められる場合、またはその他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）する場合があります。

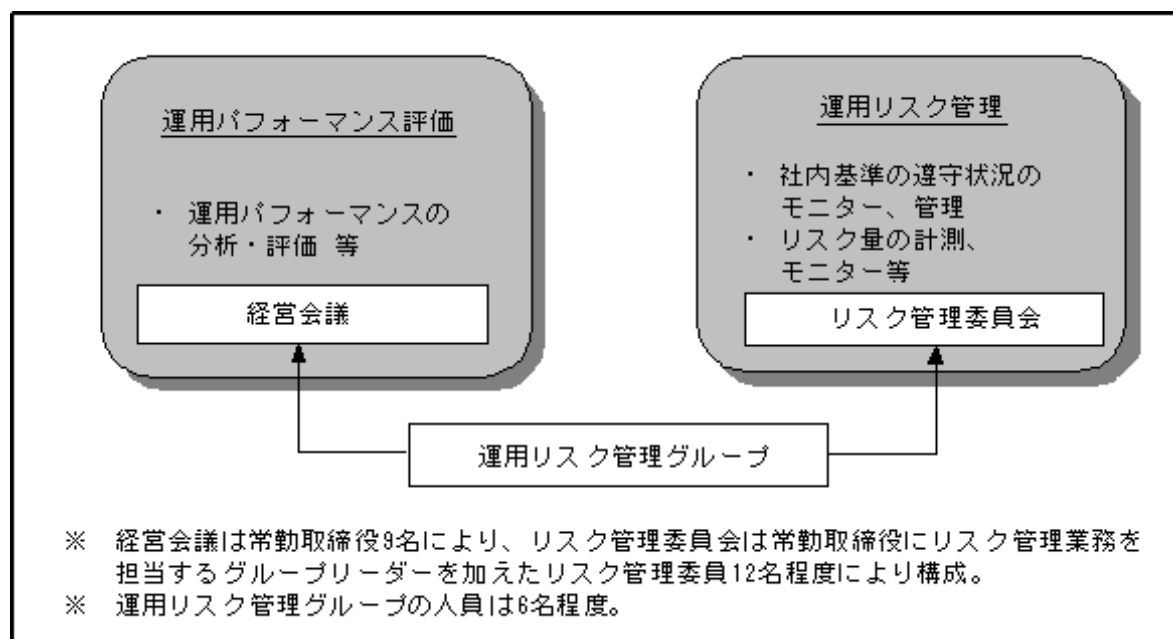
○注意事項

イ、当ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元

本が保証されているものではありません。

- ロ. 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

※上記体制は平成21年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用		
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.84%（税抜0.80%）	
		配分	委託会社	年率0.2835%（税抜0.27%）
			販売会社	年率0.4725%（税抜0.45%）
			受託会社	年率0.084%（税抜0.08%）

信託報酬の総額は、毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

※税法が改正された場合等には、前記の内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※税法が改正された場合等には、前記の内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

②一部解約時、買取請求時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時、買取請求時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、確定拠出年金にかかる受益者については、買取請求を行うことができません。

③損益通算について

一部解約時、買取請求時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度が適用されます。

※前記にかかわらず、確定拠出年金の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年9月7日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	84,739,558,950	85.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		14,846,732,787	14.91
合 計（純資産総額）		99,586,291,737	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年9月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	333,000	11,500.00	3,829,500,000	10,930.00	3,639,690,000	3.65
2	京セラ	株式	日本	電気機器	333,000	7,740.00	2,577,420,000	7,980.00	2,657,340,000	2.67
3	ファナック	株式	日本	電気機器	333,000	7,550.00	2,514,150,000	7,420.00	2,470,860,000	2.48
4	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	999,000	2,055.00	2,052,945,000	2,060.00	2,057,940,000	2.07
5	本田技研	株式	日本	輸送用機器	666,000	3,210.00	2,137,860,000	2,930.00	1,951,380,000	1.96
6	信越化学	株式	日本	化学	333,000	5,120.00	1,704,960,000	5,700.00	1,898,100,000	1.91
7	T D K	株式	日本	電気機器	333,000	5,510.00	1,834,830,000	5,450.00	1,814,850,000	1.82
8	K D D I	株式	日本	情報・通信業	3,330	532,000.00	1,771,560,000	540,000.00	1,798,200,000	1.81
9	キャノン	株式	日本	電気機器	499,500	3,480.00	1,738,260,000	3,550.00	1,773,225,000	1.78
10	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	333,000	5,210.00	1,734,930,000	5,000.00	1,665,000,000	1.67
11	テルモ	株式	日本	精密機器	333,000	4,760.00	1,585,080,000	4,900.00	1,631,700,000	1.64
12	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	666,000	2,235.00	1,488,510,000	2,325.00	1,548,450,000	1.55
13	セコム	株式	日本	サービス業	333,000	4,160.00	1,385,280,000	4,100.00	1,365,300,000	1.37
14	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	333,000	4,150.00	1,381,950,000	3,880.00	1,292,040,000	1.30
15	武田薬品	株式	日本	医薬品	333,000	3,890.00	1,295,370,000	3,730.00	1,242,090,000	1.25
16	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	333,000	3,880.00	1,292,040,000	3,680.00	1,225,440,000	1.23
17	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	333,000	3,330.00	1,108,890,000	3,470.00	1,155,510,000	1.16
18	エーザイ	株式	日本	医薬品	333,000	3,480.00	1,158,840,000	3,360.00	1,118,880,000	1.12
19	ダイキン工業	株式	日本	機械	333,000	3,480.00	1,158,840,000	3,310.00	1,102,230,000	1.11
20	N T T データ	株式	日本	情報・通信業	3,330	323,000.00	1,075,590,000	308,000.00	1,025,640,000	1.03

21	富士フイルムH LDGS	株式	日本	化学	333,000	2,880.00	959,040,000	2,730.00	909,090,000	0.91
22	デンソー	株式	日本	輸送用 機器	333,000	2,885.00	960,705,000	2,720.00	905,760,000	0.91
23	ソニー	株式	日本	電気機 器	333,000	2,780.00	925,740,000	2,490.00	829,170,000	0.83
24	オリンパス	株式	日本	精密機 器	333,000	2,720.00	905,760,000	2,480.00	825,840,000	0.83
25	花王	株式	日本	化学	333,000	2,195.00	730,935,000	2,370.00	789,210,000	0.79
26	スズキ	株式	日本	輸送用 機器	333,000	2,305.00	767,565,000	2,160.00	719,280,000	0.72
27	塩野義製薬	株式	日本	医薬品	333,000	2,150.00	715,950,000	2,095.00	697,635,000	0.70
28	電通	株式	日本	サービ ス業	333,000	2,080.00	692,640,000	2,085.00	694,305,000	0.70
29	日本碍子	株式	日本	ガラス ・土石 製品	333,000	2,135.00	710,955,000	2,080.00	692,640,000	0.70
29	ミツミ電機	株式	日本	電気機 器	333,000	2,320.00	772,560,000	2,080.00	692,640,000	0.70
29	セブン&アイ・ HLDGS	株式	日本	小売業	333,000	2,280.00	759,240,000	2,080.00	692,640,000	0.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年9月7日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	電気機器	18.26
	情報・通信業	7.09
	医薬品	6.24
	化学	6.19
	小売業	5.88
	輸送用機器	5.72
	機械	4.34
	食料品	3.54
	精密機器	3.19
	卸売業	2.23
	サービス業	2.16
	建設業	2.15
	不動産業	2.05
	陸運業	1.97
	非鉄金属	1.82
	銀行業	1.60
	ガラス・土石製品	1.59
	その他製品	1.10
	保険業	1.00
	証券、商品先物取引業	0.82
	繊維製品	0.79
	ゴム製品	0.72
	金属製品	0.69
	石油・石炭製品	0.66
	鉄鋼	0.62
	海運業	0.46

電気・ガス業	0.45
パルプ・紙	0.44
倉庫・運輸関連業	0.39
その他金融業	0.38
鉱業	0.25
空運業	0.15
水産・農林業	0.14
合計	85.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成21年9月7日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成11年8月10日現在）	8,751	8,775	1.0994	1.1024
第2期末（平成12年8月10日現在）	35,761	35,868	0.9980	1.0010
第3期末（平成13年8月10日現在）	43,630	43,630	0.7313	0.7313
第4期末（平成14年8月12日現在）	46,546	46,546	0.6061	0.6061
第5期末（平成15年8月11日現在）	48,232	48,232	0.5902	0.5902
第6期末（平成16年8月10日現在）	66,417	66,417	0.6810	0.6810
第7期末（平成17年8月10日現在）	64,430	64,430	0.7547	0.7547
第8期末（平成18年8月10日現在）	98,372	98,372	0.9759	0.9759
第9期末（平成19年8月10日現在）	97,268	97,268	1.0493	1.0493
第10期末（平成20年8月11日現在）	100,619	100,619	0.8460	0.8460
第11期末（平成21年8月10日現在）	99,057	99,057	0.6699	0.6699
平成20年9月末	87,608	—	0.7143	—
10月末	76,037	—	0.5423	—
11月末	79,541	—	0.5390	—
12月末	82,108	—	0.5605	—
平成21年1月末	77,243	—	0.5054	—
2月末	77,505	—	0.4789	—
3月末	83,024	—	0.5178	—
4月末	88,889	—	0.5634	—
5月末	94,348	—	0.6066	—
6月末	97,414	—	0.6340	—
7月末	99,155	—	0.6593	—
8月末	99,685	—	0.6672	—
9月7日	99,586	—	0.6564	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0030
第2期	0.0030
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
第9期	-
第10期	-
第11期	-

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	10.24
第2期	△ 8.95
第3期	△ 26.72
第4期	△ 17.12
第5期	△ 2.62
第6期	15.38
第7期	10.82
第8期	29.31
第9期	7.52
第10期	△ 19.37
第11期	△ 20.82

(注) 収益率＝（当期分配付き基準価額－前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年8月21日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の基準価額[※]とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

確定拠出年金制度をご利用の場合のお申込みは1円以上1円単位です。（「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。）

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

- ・お申込手数料はありません。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約請求制

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

買取請求制

- ・販売会社は、受益者から買取請求があるときは、1口単位をもって当該受益権を買い取ります。
 - ・原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに買取の請求が行われ、かつ、買取の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
 - ・委託会社または販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と販売会社の協議に基づき、買取の受付を中止することおよびすでに受付けた買取の請求を取り消すことができます。買取の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取の請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取の請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の請求を受付けたものとします。
- ※買取の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成10年8月21日から無期限ですが、下記(5)イ. の場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎年8月11日から翌年8月10日までとします。
- b. 前記a. の規定にかかわらず、前記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃された場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の

うえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- c. 委託会社は、前記a. およびb. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更d. 」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d. の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ、関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3カ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ、公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ、運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として8月10日。休業日の場合は翌営業日。）及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

①収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第10期計算期間（平成19年8月11日から平成20年8月11日まで）については改正前の、第11期計算期間（平成20年8月12日から平成21年8月10日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成19年8月11日から平成20年8月11日まで）及び第11期計算期間（平成20年8月12日から平成21年8月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【日経225ノーロードオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 平成20年8月11日現在	第11期 平成21年8月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	806,215	746,590
コール・ローン	14,327,253,733	13,039,573,398
株式	*2 86,601,636,000	*2 86,408,921,250
派生商品評価勘定	61,884,246	876,510,339
未収入金	—	256,128,650
未収配当金	64,462,750	64,640,000
前払金	691,213,000	—
流動資産合計	101,747,255,944	100,646,520,227
資産合計	101,747,255,944	100,646,520,227
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	522,510,249	380,015
前受金	—	724,511,000
未払金	2,570,062	—
未払解約金	191,392,250	490,774,752
未払受託者報酬	40,878,822	37,081,422
未払委託者報酬	367,909,698	333,733,196
その他未払費用	2,554,838	2,317,507
流動負債合計	1,127,815,919	1,588,797,892
負債合計	1,127,815,919	1,588,797,892
純資産の部		
元本等		
元本	118,933,877,310	147,872,763,271
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*4 △18,314,437,285	*4 △48,815,040,936
（分配準備積立金）	1,808,109,689	1,397,481,120
元本等合計	100,619,440,025	99,057,722,335
純資産合計	100,619,440,025	99,057,722,335
負債純資産合計	101,747,255,944	100,646,520,227

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 平成19年 8 月11日 至 平成20年 8 月11日	第11期 自 平成20年 8 月12日 至 平成21年 8 月10日
営業収益		
受取配当金	1,297,381,045	1,459,915,180
受取利息	71,677,423	26,562,984
有価証券売買等損益	△18,125,167,993	△14,387,084,654
派生商品取引等損益	△2,825,431,415	△2,211,812,804
その他収益	1,343,398	965,501
営業収益合計	△19,580,197,542	△15,111,453,793
営業費用		
受託者報酬	83,949,662	71,771,139
委託者報酬	755,547,572	645,941,073
その他費用	5,246,665	4,485,529
営業費用合計	844,743,899	722,197,741
営業損失（△）	△20,424,941,441	△15,833,651,534
経常損失（△）	△20,424,941,441	△15,833,651,534
当期純損失（△）	△20,424,941,441	△15,833,651,534
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,592,271,509	△13,819,411,678
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,571,402,686	△18,314,437,285
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	26,480,721,851
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	26,480,721,851
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,053,170,039	54,967,085,646
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	908,693,618	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,144,476,421	54,967,085,646
分配金	— *1	— *1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,314,437,285	△48,815,040,936

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日	第 11 期 自平成20年8月12日 至平成21年8月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成19年8月11日から平成20年8月11日までとなっております。	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成20年8月12日から平成21年8月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 10 期 平成20年8月11日現在	第 11 期 平成21年8月10日現在
*1 期首元本額	92,696,661,655円	118,933,877,310円
期中追加設定元本額	76,277,530,396円	125,796,102,584円
期中解約元本額	50,040,314,741円	96,857,216,623円
*2 差入代用有価証券	株式 2,137,500,000円	株式 3,456,600,000円
*3 計算期間末日における受益権の総数	118,933,877,310口	147,872,763,271口
*4 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,314,437,285円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は48,815,040,936円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日	第 11 期 自平成20年8月12日 至平成21年8月10日
*1 分配金の計算過程		

	計算期間末における費用控除後の配当等収益（384,717,523円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（26,667,840,542円）及び分配準備積立金（1,423,392,166円）より分配対象収益は28,475,950,231円（1万口当たり2,394.26円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（448,919,447円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（34,826,136,444円）及び分配準備積立金（948,561,673円）より分配対象収益は36,223,617,564円（1万口当たり2,449.65円）であります。分配を行っておりません。
--	--	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日		第 11 期 自平成20年8月12日 至平成21年8月10日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株式	86,601,636,000	△ 16,883,878,090	86,408,921,250	△ 8,453,609,734
合計	86,601,636,000	△ 16,883,878,090	86,408,921,250	△ 8,453,609,734

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区分	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日	第 11 期 自平成20年8月12日 至平成21年8月10日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
--------------------------	--	----

II 取引の時価等に関する事項

（株式関連）

第 10 期 平成20年8月11日現在					
区分	種 類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建 NK225 先物	14,371,327,000	-	13,912,210,000	△ 460,626,003
合 計		14,371,327,000	-	13,912,210,000	△ 460,626,003

第 11 期 平成21年8月10日現在					
区分	種 類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建 NK225 先物	11,666,399,000	-	12,543,950,000	876,130,324
合 計		11,666,399,000	-	12,543,950,000	876,130,324

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 10 期 平成20年8月11日現在	第 11 期 平成21年8月10日現在
1口当たり純資産額	0.8460円	0.6699円
（1万口当たり純資産額）	（8,460円）	（6,699円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株 式

銘柄	株数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	333,000	283	94,239,000	
マルハニチロホールディングス	333,000	143	47,619,000	
国際石油開発帝石	333	722,000	240,426,000	
コムシスホールディングス	333,000	1,065	354,645,000	
大成建設	333,000	217	72,261,000	
大 林 組	333,000	423	140,859,000	
清水建設	333,000	388	129,204,000	
鹿島建設	333,000	282	93,906,000	
大和ハウス	333,000	987	328,671,000	
積水ハウス	333,000	868	289,044,000	
日 揮	333,000	1,674	557,442,000	
日清製粉G本社	333,000	1,181	393,273,000	
明治ホールディングス	33,300	3,880	129,204,000	
日本ハム	333,000	1,169	389,277,000	
サッポロホールディングス	333,000	558	185,814,000	
アサヒビール	333,000	1,490	496,170,000	
キリンHD	333,000	1,405	467,865,000	
宝ホールディングス	333,000	650	216,450,000	
双日	33,300	202	6,726,600	
キッコーマン	333,000	1,121	373,293,000	
味 の 素	333,000	902	300,366,000	
ニチレイ	333,000	368	122,544,000	
日本たばこ産業	1,665	280,800	467,532,000	
J. フロント リテイリング	333,000	517	172,161,000	
三越伊勢丹HD	333,000	997	332,001,000	
東洋紡績	333,000	184	61,272,000	
ユニチカ	333,000	88	29,304,000	
日清紡ホールディングス	333,000	1,191	396,603,000	
日東紡績	333,000	168	55,944,000	
セブン&アイ・HLDS	333,000	2,280	759,240,000	
帝 人	333,000	323	107,559,000	
東 レ	333,000	524	174,492,000	
三菱レイヨン	333,000	327	108,891,000	
ク ラ レ	333,000	1,075	357,975,000	
旭 化 成	333,000	486	161,838,000	
SUMCO	33,300	1,790	59,607,000	
王子製紙	333,000	423	140,859,000	
三菱製紙	333,000	137	45,621,000	
北越製紙	333,000	486	161,838,000	
日本製紙G本社	33,300	2,565	85,414,500	
昭和電工	333,000	187	62,271,000	
住友化学	333,000	464	154,512,000	
日産化学	333,000	1,262	420,246,000	
日本曹達	333,000	467	155,511,000	
東ソー	333,000	276	91,908,000	
電気化学	333,000	312	103,896,000	
信越化学	333,000	5,120	1,704,960,000	*
協和発酵キリン	333,000	1,104	367,632,000	

三井化学	333,000	367	122,211,000	
三菱ケミカルHLDGS	166,500	443	73,759,500	
宇部興産	333,000	264	87,912,000	
日本化薬	333,000	786	261,738,000	
電通	333,000	2,080	692,640,000	
花 王	333,000	2,195	730,935,000	
武田薬品	333,000	3,890	1,295,370,000	*
アステラス製薬	333,000	3,880	1,292,040,000	
大日本住友製薬	333,000	930	309,690,000	
塩野義製薬	333,000	2,150	715,950,000	
中外製薬	333,000	1,732	576,756,000	
エーザイ	333,000	3,480	1,158,840,000	
テ ル モ	333,000	4,760	1,585,080,000	
第一三共	333,000	1,818	605,394,000	
ヤフー	1,332	30,900	41,158,800	
トレンドマイクロ	333,000	3,330	1,108,890,000	
富士フイルムHLDGS	333,000	2,880	959,040,000	
コニカミノルタHLDGS	333,000	899	299,367,000	
資 生 堂	333,000	1,600	532,800,000	
新日本石油	333,000	534	177,822,000	
昭和シェル石油	333,000	1,005	334,665,000	
新日鉱ホールディングス	333,000	494	164,502,000	
横浜ゴム	333,000	531	176,823,000	
ブリヂストン	333,000	1,785	594,405,000	
旭 硝 子	333,000	803	267,399,000	
日本板硝子	333,000	325	108,225,000	
住友大阪セメント	333,000	190	63,270,000	
太平洋セメント	333,000	150	49,950,000	
東海カーボン	333,000	487	162,171,000	
TOTO	333,000	659	219,447,000	
日本碍子	333,000	2,135	710,955,000	
新日本製鐵	333,000	384	127,872,000	
住友金属工業	333,000	251	83,583,000	
神戸製鋼所	333,000	184	61,272,000	
J F Eホールディングス	33,300	3,730	124,209,000	
大太平洋金属	333,000	824	274,392,000	
日本製鋼所	333,000	1,225	407,925,000	
日本軽金属	333,000	104	34,632,000	
三井金属	333,000	285	94,905,000	
東邦亜鉛	333,000	434	144,522,000	
三菱マテリアル	333,000	262	87,246,000	
住友鉱山	333,000	1,485	494,505,000	
DOWAホールディングス	333,000	479	159,507,000	
古河機金	333,000	127	42,291,000	
古河電工	333,000	441	146,853,000	
住友電工	333,000	1,204	400,932,000	
フジクラ	333,000	510	169,830,000	
東洋製罐	333,000	2,035	677,655,000	
オークマ	333,000	459	152,847,000	
小松製作所	333,000	1,632	543,456,000	
住友重機械	333,000	487	162,171,000	

日立建機	333,000	1,766	588,078,000	
クボタ	333,000	768	255,744,000	
荏原製作所	333,000	341	113,553,000	
千代田化工建	333,000	836	278,388,000	
ダイキン工業	333,000	3,480	1,158,840,000	
日本精工	333,000	558	185,814,000	
N T N	333,000	435	144,855,000	
ジェイテクト	333,000	1,109	369,297,000	
ミネベア	333,000	443	147,519,000	
日 立	333,000	335	111,555,000	
東 芝	333,000	461	153,513,000	
三菱電機	333,000	720	239,760,000	
富士電機H L D G S	333,000	170	56,610,000	
明 電 舎	333,000	556	185,148,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	333,000	861	286,713,000	
日本電気	333,000	350	116,550,000	
富 士 通	333,000	637	212,121,000	
沖 電 気	333,000	106	35,298,000	
パナソニック	333,000	1,495	497,835,000	
シャープ	333,000	1,107	368,631,000	
ソ ニ ー	333,000	2,780	925,740,000	*
T D K	333,000	5,510	1,834,830,000	*
三洋電機	333,000	229	76,257,000	
ミツミ電機	333,000	2,320	772,560,000	
アルプス電気	333,000	586	195,138,000	
パイオニア	333,000	280	93,240,000	
クラリオン	333,000	94	31,302,000	
横河電機	333,000	751	250,083,000	
アドバンテスト	666,000	2,235	1,488,510,000	
デンソー	333,000	2,885	960,705,000	
カ シ オ	333,000	734	244,422,000	
ファナック	333,000	7,550	2,514,150,000	*
京 セ ラ	333,000	7,740	2,577,420,000	*
太陽誘電	333,000	1,224	407,592,000	
パナソニック電工	333,000	1,065	354,645,000	
三井造船	333,000	235	78,255,000	
日立造船	333,000	128	42,624,000	
三菱重工業	333,000	372	123,876,000	
川崎重工業	333,000	246	81,918,000	
I H I	333,000	170	56,610,000	
日産自動車	333,000	718	239,094,000	
いすゞ自動車	333,000	183	60,939,000	
トヨタ自動車	333,000	4,150	1,381,950,000	*
日野自動車	333,000	372	123,876,000	
三菱自動車工業	333,000	170	56,610,000	
マ ッ ダ	333,000	264	87,912,000	
本田技研	666,000	3,210	2,137,860,000	
スズキ	333,000	2,305	767,565,000	
富士重工業	333,000	434	144,522,000	
ニコン	333,000	1,658	552,114,000	
オリンパス	333,000	2,720	905,760,000	

キヤノン	499,500	3,480	1,738,260,000	
リ コ ー	333,000	1,264	420,912,000	
シチズンホールディングス	333,000	525	174,825,000	
凸版印刷	333,000	942	313,686,000	
大日本印刷	333,000	1,389	462,537,000	
ヤマハ	333,000	1,262	420,246,000	
伊 藤 忠	333,000	681	226,773,000	
丸 紅	333,000	449	149,517,000	
豊田通商	333,000	1,502	500,166,000	
三井物産	333,000	1,315	437,895,000	
東京エレクトロン	333,000	5,210	1,734,930,000	*
住友商事	333,000	989	329,337,000	
三菱商事	333,000	1,989	662,337,000	
高 島 屋	333,000	788	262,404,000	
丸井グループ	333,000	692	230,436,000	
クレディセゾン	333,000	1,323	440,559,000	
イオン	333,000	945	314,685,000	
ユ ニ ー	333,000	776	258,408,000	
新生銀行	333,000	156	51,948,000	
三菱UFJフィナンシャルG	333,000	609	202,797,000	
りそなホールディングス	33,300	1,339	44,588,700	
中央三井トラストHD	333,000	350	116,550,000	
三井住友フィナンシャルG	33,300	4,110	136,863,000	
千葉銀行	333,000	600	199,800,000	
横浜銀行	333,000	527	175,491,000	
ふくおかフィナンシャルG	333,000	422	140,526,000	
静岡銀行	333,000	944	314,352,000	
住友信託	333,000	543	180,819,000	
みずほ信託銀行	333,000	123	40,959,000	
みずほフィナンシャルG	333,000	233	77,589,000	
大和証券G本社	333,000	562	187,146,000	
野村ホールディングス	333,000	808	269,064,000	
みずほ証券	333,000	333	110,889,000	
松井証券	333,000	898	299,034,000	
三井住友海上HD	99,900	2,565	256,243,500	
損害保険ジャパン	333,000	648	215,784,000	
東京海上HD	166,500	2,855	475,357,500	
T&Dホールディングス	33,300	3,070	102,231,000	
三井不動産	333,000	1,777	591,741,000	
三菱地所	333,000	1,551	516,483,000	
平和不動産	333,000	337	112,221,000	
東急不動産	333,000	385	128,205,000	
住友不動産	333,000	1,981	659,673,000	
東武鉄道	333,000	590	196,470,000	
東京急行	333,000	470	156,510,000	
小田急電鉄	333,000	829	276,057,000	
京王電鉄	333,000	579	192,807,000	
京成電鉄	333,000	615	204,795,000	
東日本旅客鉄道	33,300	5,690	189,477,000	
西日本旅客鉄道	333	312,000	103,896,000	
日本通運	333,000	411	136,863,000	

ヤマトホールディングス	333,000	1,439	479,187,000	
日本郵船	333,000	416	138,528,000	
商船三井	333,000	587	195,471,000	
川崎汽船	333,000	396	131,868,000	
全日本空輸	333,000	263	87,579,000	
日本航空	333,000	167	55,611,000	
三菱倉庫	333,000	1,165	387,945,000	
スカパーJ S A T H D	333	35,650	11,871,450	
日本電信電話	33,300	4,090	136,197,000	
K D D I	3,330	532,000	1,771,560,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	333	139,900	46,586,700	
東京電力	33,300	2,420	80,586,000	
中部電力	33,300	2,260	75,258,000	
関西電力	33,300	2,110	70,263,000	
東京瓦斯	333,000	357	118,881,000	
大阪瓦斯	333,000	316	105,228,000	
東 宝	33,300	1,610	53,613,000	
N T T データ	3,330	323,000	1,075,590,000	
東京ドーム	333,000	291	96,903,000	
セコム	333,000	4,160	1,385,280,000	*
C S Kホールディングス	333,000	461	153,513,000	
コナミ	333,000	1,849	615,717,000	
ファーストリテイリング	333,000	11,500	3,829,500,000	*
ソフトバンク	999,000	2,055	2,052,945,000	
合計	69,008,589		86,408,921,250	

*担保として以下の有価証券が差し入れられております。

銘柄	株数
信越化学	60,000
武田薬品	60,000
ソ ニ ー	60,000
T D K	60,000
ファナック	60,000
京 セ ラ	60,000
トヨタ自動車	60,000
東京エレクトロン	60,000
セコム	60,000
ファーストリテイリング	60,000

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年9月7日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	100,210,999,554円
II 負債総額	624,707,817円
III 純資産総額（I－II）	99,586,291,737円
IV 発行済数量	151,711,733,194口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6564円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	14,968,681,713	7,008,014,674
第2期	46,732,195,078	18,861,146,733
第3期	43,320,720,661	19,490,040,590
第4期	43,402,819,212	26,270,606,332
第5期	37,226,088,628	32,301,711,645
第6期	110,672,124,016	94,854,371,244
第7期	65,126,881,449	77,291,805,977
第8期	116,020,408,556	100,595,524,489
第9期	92,596,321,804	100,696,357,778
第10期	76,277,530,396	50,040,314,741
第11期	125,796,102,584	96,857,216,623

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

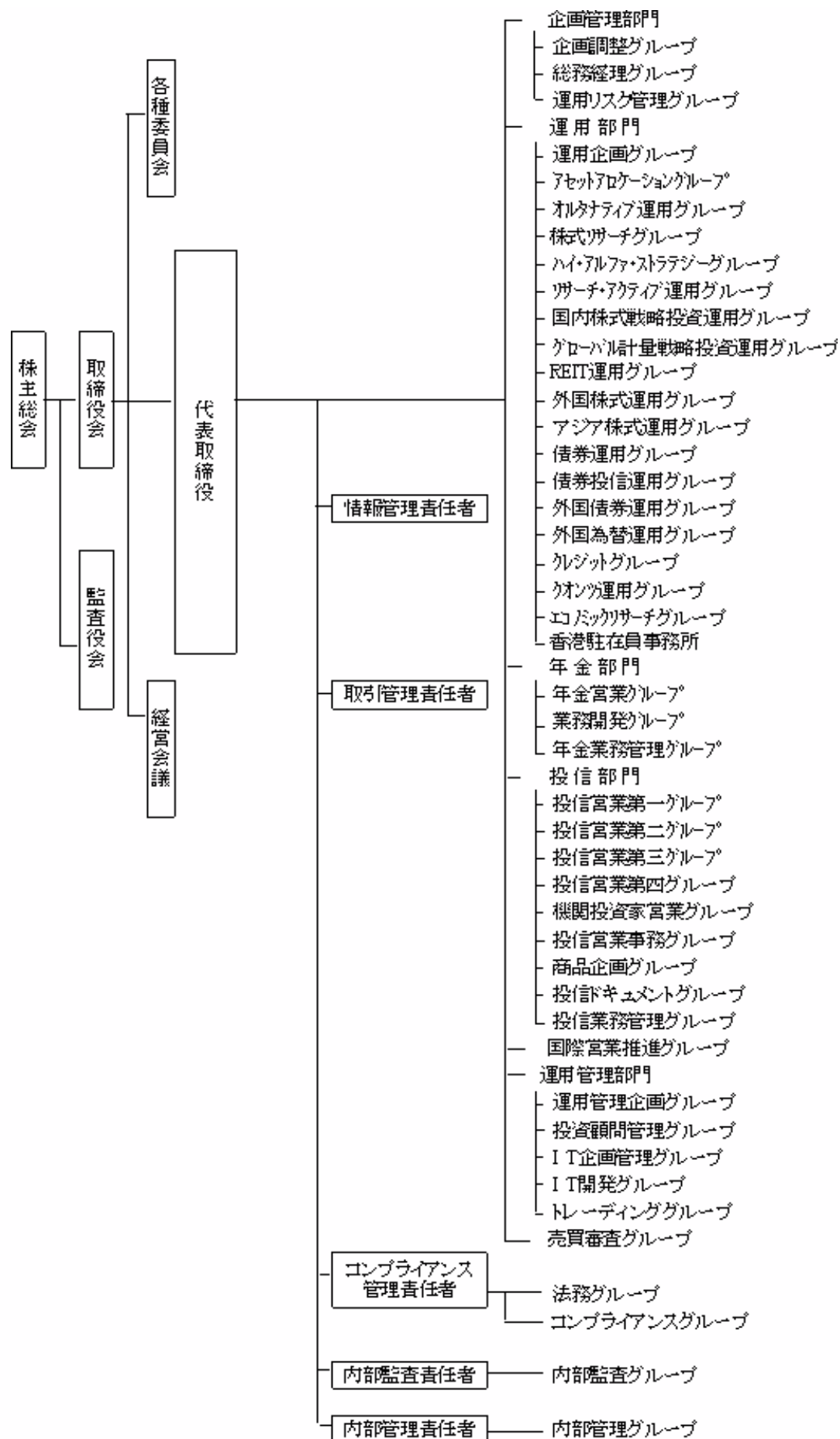
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（2）会 社 の 機 構

① 会社の組織図



※上記組織は、平成21年8月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

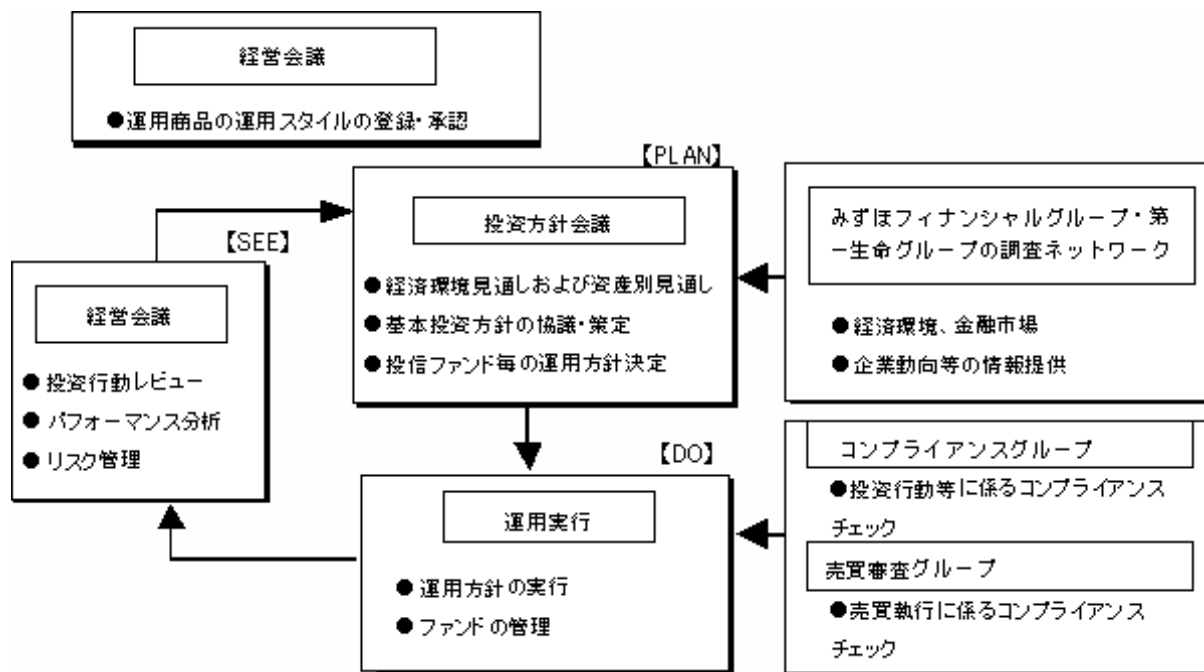
③ 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



※上記体制は平成21年8月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年8月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は258本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	18	136,608,631,969
追加型株式投資信託	226	3,621,029,636,123
単位型公社債投資信託	14	120,206,444,240
追加型公社債投資信託	0	0
合計	258	3,877,844,712,332

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,267,152	12,558,999
前払費用	64,301	54,242
未収委託者報酬	3,423,783	2,254,741
未収運用受託報酬	—	1,046,291
未収投資助言報酬	—	※2 252,337
未収収益	※2 1,933,135	197,045
未収消費税等	—	98,402
繰延税金資産	553,910	369,826
その他	43,115	23,865
流動資産計	19,285,400	16,855,752
固定資産		
有形固定資産	488,486	501,481
建物	※1 335,163	※1 283,511
器具備品	※1 153,323	※1 201,169
建設仮勘定	—	16,799
無形固定資産	616,621	721,812
商標権	※1 2,104	※1 1,335
ソフトウェア	※1 606,677	※1 555,121
ソフトウェア仮勘定	—	157,595
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	※1 691	※1 611
投資その他の資産	5,842,772	4,051,090
投資有価証券	3,097,362	498,041
関係会社株式	1,261,144	1,661,144
繰延税金資産	233,849	442,390
長期差入保証金	1,194,310	1,169,961
その他	83,032	306,478
貸倒引当金	△26,925	△26,925
固定資産計	6,947,880	5,274,384
資産合計	26,233,280	22,130,137

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	162,809	37,445
未払金	2,186,170	1,293,636
未払収益分配金	8,470	8,201
未払償還金	50,930	48,993
未払手数料	1,527,000	931,529
その他未払金	599,769	304,912
未払費用	※2 1,653,424	※2 1,040,620
未払法人税等	2,575,999	179,557
未払消費税等	316,821	—
賞与引当金	687,832	618,303
その他	—	20,741
流動負債計	7,583,058	3,190,304
固定負債		
役員退職慰労引当金	179,237	145,732
退職給付引当金	334,280	404,437
固定負債計	513,518	550,169
負債合計	8,096,577	3,740,474
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	13,718,238	13,962,732
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	7,040,000	10,040,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,054,944	3,299,438
株主資本合計	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△10,012	△1,547
評価・換算差額等合計	△10,012	△1,547
純資産合計	18,136,703	18,389,662
負債・純資産合計	26,233,280	22,130,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	32,833,957		24,552,133	
顧問料	6,804,888		—	
運用受託報酬	—		4,509,994	
投資助言報酬	—		1,228,096	
その他営業収益	863,734		697,007	
営業収益計		40,502,581		30,987,232
営業費用				
支払手数料	14,748,737		10,967,681	
広告宣伝費	830,858		488,151	
公告費	3,293		—	
受益証券発行費	2,167		—	
調査費	6,268,709		5,076,631	
調査費	2,415,829		2,506,175	
委託調査費	3,852,880		2,570,455	
委託計算費	345,695		325,174	
営業雑経費	1,143,457		812,013	
通信費	33,290		35,872	
印刷費	1,041,499		732,985	
協会費	22,173		25,313	
諸会費	41		41	
支払販売手数料	46,452		17,800	
営業費用計		23,342,919		17,669,652
一般管理費				
給料	4,082,147		4,587,983	
役員報酬	※1 223,147		※1 234,353	
給料・手当	3,258,097		3,647,502	
賞与	600,902		706,127	
交際費	44,264		44,085	
寄付金	4,010		4,462	
旅費交通費	309,129		308,237	
租税公課	103,549		82,762	
不動産賃借料	754,728		801,086	
退職給付費用	88,449		106,223	
固定資産減価償却費	337,808		330,412	
福利厚生費	23,757		22,556	
修繕費	16,394		6,755	
賞与引当金繰入	687,832		618,303	
役員退職慰労引当金繰入	60,123		42,570	
役員退職金	528		13,175	
機器リース料	1,207		973	
事務委託費	279,797		247,087	
消耗品費	76,448		84,099	
器具備品費	10,563		6,094	
諸経費	204,099		177,386	
一般管理費計		7,084,837		7,484,253
営業利益		10,074,823		5,833,325

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	92,575		4,558	
受取利息	59,127		59,458	
時効成立分配金	298		164	
為替差益	14,223		—	
雑収入	7,064		5,482	
先物利益	—		180,422	
営業外収益計		173,289		250,086
営業外費用				
為替差損	—		24,553	
時効成立後支払分配金	557		517	
投資信託解約損	109,677		38,254	
営業外費用計		110,234		63,325
経常利益		10,137,878		6,020,086
特別利益				
関係会社株式売却益	39,215		—	
貸倒引当金戻入益	123		—	
特別利益計		39,338		—
特別損失				
固定資産除却損	※2 10,466		※2 14,476	
ゴルフ会員権売却損	5,200		—	
ゴルフ会員権評価損	—		6,000	
投資有価証券評価損	—		484,009	
退職給付費用	106,395		—	
特別損失計		122,062		504,485
税引前当期純利益		10,055,154		5,515,600
法人税、住民税及び事業税		4,252,414		2,301,373
法人税等調整額		△172,622		△30,266
法人税等合計		4,079,792		2,271,106
当期純利益		5,975,362		3,244,494

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	4,640,000	7,040,000
	当期変動額	2,400,000	3,000,000
	当期末残高	7,040,000	10,040,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	4,843,582	6,054,944
	当期変動額		
	剰余金の配当	△2,364,000	△3,000,000
	別途積立金の積立	△2,400,000	△3,000,000
	当期純利益	5,975,362	3,244,494
	当期末残高	6,054,944	3,299,438
	株主資本合計		
	前期末残高	14,535,353	18,146,716
	当期変動額	3,611,362	244,494
	当期末残高	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	992	△10,012
	当期変動額（純額）	△11,004	8,464
	当期末残高	△10,012	△1,547
純資産合計			
	前期末残高	14,536,346	18,136,703
	当期変動額	3,600,357	252,958
	当期末残高	18,136,703	18,389,662

[次へ](#)

重要な会計方針

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

表示方法の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。	（貸借対照表） - 前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 - 前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）												
※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 373,021千円 器具備品 229,532千円 商標権 5,582千円 ソフトウェア 653,371千円 電話施設利用権 905千円	※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 426,679千円 器具備品 290,397千円 商標権 6,351千円 ソフトウェア 648,713千円 電話施設利用権 985千円												
※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。	※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。												
<table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>379,257千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>641,087千円</td></tr></table>	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円	<table><tr><td>流動資産</td><td>未収投資助言報酬</td><td>251,392千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>345,744千円</td></tr></table>	流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円	流動負債	未払費用	345,744千円
流動資産	未収収益	379,257千円											
流動負債	未払費用	641,087千円											
流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円											
流動負債	未払費用	345,744千円											

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円	※ 1. 役員報酬の限度額 同左 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 2,251千円 器具備品 9,818千円 ソフトウェア 2,406千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>—</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>—</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>52,335千円</td><td>—</td><td>52,335千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>38,265千円</td><td>—</td><td>38,265千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円	期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円																														
期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円																														
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>22,595千円</td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>23,251千円</td><td>16,350千円</td><td>39,602千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																														
③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
支払リース料	支払リース料																																
減価償却費相当額	減価償却費相当額																																
支払利息相当額	支払利息相当額																																
④減価償却費相当額の算定方法	④減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																
⑤利息相当額の算定方法	⑤利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																
該当事項はありません。	同左																																

(有価証券関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	△16,884
小計	3,031,000	3,014,115	△16,884
合計	3,031,000	3,014,115	△16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	146,101	146,101	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	271,802	269,192	△2,610
小計	417,904	415,294	△2,610
合計	417,904	415,294	△2,610

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3,021,000	20,615	58,869

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	—	508,267	14,760
合計		523,028	—	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,432	—	24,960	△528
	香港ドル	34,020	—	34,412	△392
	豪ドル	77,510	—	78,736	△1,226
	シンガポールドル	12,564	—	12,672	△107
合計		148,527	—	150,782	△2,255

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	212,667	—	230,215	△17,547
合計		212,667	—	230,215	△17,547

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

(1)	退職給付債務	(平成20年3月31日現在)	(千円)
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
(2)	退職給付費用		(千円)
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第23期 (平成20年3月31日)
(1)	割引率 (%)	1.5
(2)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

(1)	退職給付債務	(平成21年3月31日現在)	(千円)
	退職給付債務		431,448
	未認識数理計算上の差異		△27,011
	退職給付引当金		404,437
(2)	退職給付費用		(千円)
	勤務費用		71,958
	確定拠出年金	拠出額	34,264
	退職給付費用		106,223

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第24期 (平成21年3月31日)
(1)	割引率 (%)	1.5
(2)	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3)	数理計算上の差異の処理年数 (年)	5

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	197,866	19,218
未払事業所税	5,714	6,269
賞与引当金	279,947	251,649
未払法定福利費	27,884	27,146
未払確定拠出年金掛金	2,610	2,667
減価償却超過額	—	7,579
減価償却超過額（一括償却資産）	10,139	8,559
繰延資産償却超過額（税法上）	27,940	46,274
その他（未払金等）	1,807	461
退職給付引当金	136,052	164,605
役員退職慰労引当金	72,949	59,313
ゴルフ会員権評価損	3,135	5,577
投資有価証券評価損	—	196,991
貸倒引当金繰入額	14,840	14,840
その他有価証券評価差額金	6,871	1,062
繰延税金資産合計	787,759	812,216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
差引繰延税金資産の純額	787,759	812,216

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有) 直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	1,096,514	未払費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有) 直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	466,450	未払費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	2,104,660	未払手数料	145,839
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	739,368	未払手数料	137,112
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	340,983 16,800	未払費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投資の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	718,870	未収投資助言報酬	172,117
								販売手数料の支払	17,800	-	-
								保険料の支払	5,828	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	933,784	未払費用	236,518
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	324,748	未払費用	109,093

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	1,531,236	未払手数料	96,917
								預金の引出(純額)	300,370	現金・預金	322,365
								受取利息	894	未収収益	-
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	701,162	未払手数料	91,628
								預金の引出(純額)	1,034,219	現金・預金	11,438,676
								受取利息	55,734	未収収益	4,158
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	299,054	未払費用	117,438
								業務委託料の支払	17,550	未払費用	2,677

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。 (出資の総額400,000千円、資本金400,000千円)	平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management(HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号： DIAM Asset Management(HK)Limited 主な事業内容： 資産運用業務 設 立 年 月 日： 平成21年3月19日 資 本 金： 500,000千円 発行済株式総数： 500,000株 出 資 の 総 額： 500,000千円 出 資 比 率： 当社100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

株式会社りそな銀行

b. 資本金の額

平成21年4月1日現在 279,928百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成21年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
オリックス証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岩井証券株式会社	10,004	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日本アジア証券株式会社（*1）	4,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	（*6）125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ジョインベスト証券株式会社（*8）	21,400	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
そしあす証券株式会社	4,727	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,445	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日興コーディアル証券株式会社	（*7）10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	7,425	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日産センチュリー証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	4,207	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
丸三証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMBCフレンド証券株式会社	27,270	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社みずほ銀行	650,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社りそな銀行	（*5）279,928	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965	日本において銀行業務を営んでいます。
イーバンク銀行株式会社	54,997	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社岩手銀行	12,089	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社東邦銀行（*2）	18,684	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社足利銀行（*2）	135,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社東京都市銀行	48,120	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社第四銀行	32,776	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社北國銀行（*2）	26,673	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社京都銀行	37,825	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社泉州銀行	44,575	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社四国銀行	25,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社十八銀行（*2）	24,404	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社大分銀行	15,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社きらやか銀行	7,700	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社東和銀行	41,153	日本において銀行業務を営んでいます。
横浜信用金庫	（*3）2,078	日本において信用金庫業務を営んでいます。
第一生命保険相互会社	（*4）420,000	日本において生命保険業務を営んでいます。
株式会社イオン銀行	36,250	日本において銀行業務を営んでいます。

かざか証券株式会社	15,446	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
セントラル短資株式会社	5,000	主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社熊本ファミリー銀行	47,802	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社富山銀行	5,462	日本において銀行業務を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,900	日本において保険業務を営んでいます。
株式会社鹿児島銀行	18,130	日本において銀行業務を営んでいます。
野村證券株式会社（*9）	10,000	日本において銀行業務を営んでいます。

（*1）日本アジア証券株式会社は、募集の取扱い及び販売業務を行いません。

（*2）確定拠出年金制度によるお申込みを除き、募集の取扱い及び販売業務は行いません。

（*3）出資の総額

（*4）「基金」および「基金償却積立て額」の総額

（*5）平成21年4月1日現在

（*6）平成21年5月7日現在

（*7）平成21年10月1日現在

（*8）ジョインベスト証券株式会社は、既契約者の再投資等を除き、新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。また平成21年11月23日付をもって野村證券株式会社に統合され、解散する予定です。

（*9）平成21年11月23日付のジョインベスト証券株式会社との統合を受け、ジョインベスト証券株式会社の口座は野村證券株式会社へ移管される予定です。なお、新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）、運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

第一生命保険相互会社は、委託会社の株式を12,000株（持株比率50.00%）所有しています。

この他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書 類 名	提 出 年 月 日
有価証券届出書	平成20年11月11日
有価証券報告書	平成20年11月11日
半期報告書	平成21年5月11日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年9月1日、平成20年9月30日、平成20年10月14日、平成21年1月5日、平成21年2月2日、平成21年3月9日、平成21年3月30日、平成21年5月7日、平成21年5月11日、平成21年7月1日
臨時報告書	平成21年4月1日

独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225ノーロードオープンの平成20年8月12日から平成21年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経225ノーロードオープンの平成21年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本禎良 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山内正彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225ノーロードオープンの平成19年8月11日から平成20年8月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経225ノーロードオープンの平成20年8月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。